



いじめって



6月18日(木)に「いじめ」をテーマに光の子集会を行いました。「いじめ」は絶対にしてはいけないこと、先生方は「いじめ」を絶対に許さないことを児童たちに伝えました。みんな前のめりになって聞いていました。

「いじめ」とは何か、ご存じでしょうか？

現在の「いじめ」の法律上の定義は(面倒くさい方は次の段落へ)、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、一定の人的関係にある児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。難しい言い回しですね。

簡単に言い換えると、「やられた子供の知り合いが行う、心や体に影響する行為で、やられた子供が嫌だと感じるもの」という意味になります。

「やられた子供が嫌だと感じるもの」とは、例えば、AさんからBさんへある言葉をかけたとします。2人は知り合いです。

その言葉をBさんが嫌だと感じれば「いじめ」になります。逆に何も思わなければ、「いじめ」にはなりません。同じ言葉でも、Bさんが「嫌だ」と思うかどうかで「いじめ」になるかどうかが決まります。その言葉が、一般的な悪口かどうかは定義から考えると関係ありません。

現在の「いじめ」の定義は、どの子供も加害者にも被害者にもなりやすい定義です。必然的に「いじめ」に該当する事案の数は多くなります。もしかすると、一般に理解されている「いじめ」とは違うかもしれません。でも当てはまる事案を多くすることで、学校側が嫌な思いをしている児童を見逃さないようにするという意図があります。

ただ「嫌だと感じている」ことは学校側に伝えてもらう必要があります。勇気をもって相談できるように、お子様の支援をよろしくお願いします。

校 長